

参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 令和8・9年度 松原ダム一般廃棄物処理単価契約（オープンカウンター方式）
- 2 履行場所 大分県日田市大山町西大山8492-2 松原ダム管理室
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 仕様書に記載の履行内容を実施できること。  
本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県又は大分県内に存する業者。
- 3 見積書等
  - 1) 様式等 見積書の様式は別紙のとおりとし、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。
  - 2) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵送による。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
  - 3) 見積書提出期限 **令和8年3月27日 12時** まで
  - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所  
TEL 0946-25-0113  
FAX 0946-25-0133  
電子メールアドレス nyukei\_chikugojouryu@water.go.jp
  - 5) 担当者 経理課 見上 潤
  - 6) 質問書提出期限 令和8年3月24日 12時 まで  
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
  - 7) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和8年3月30日12時まで**とします。
  - 8) その他 ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、1か月ごとの履行確認後、支払いとなります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
  - 4) 契約にあたっては本業務1か月あたりの単価契約とします。見積書の提出にあたっては、仕様書条件下での1か月あたりの単価を明記し、24ヶ月（2年）分を積算し総価でご提出ください。
  - 5) 本契約日は令和8年4月1日とします。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

余り「1」とくじ用順位「1」が合致する  
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

余り「2」とくじ用順位「2」が合致する  
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

# 令和8・9年度 松原ダム一般廃棄物処理単価契約 仕 様 書

## 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「令和8・9年度 松原ダム一般廃棄物処理単価契約」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2節 業務場所

大分県日田市大山町西大山8492-2 松原ダム管理室

## 第3節 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 第4節 業務概要

本業務は、業務場所で日常発生する一般廃棄物を回収処理するものであり、回収は次のとおりとする。なお、自治体の分別方法が途中で変更となった場合は変更後の方法に準じるものとする。

- (1) 週2回以上：燃やせるゴミ  
生ゴミ
- (2) 月1回以上：紙類  
一升瓶、ビール瓶  
布類  
発泡スチロール  
カン類、カン以外のカナモノ  
ビン類、ペットボトル  
有害物（乾電池、体温計（水銀入り））  
蛍光灯  
埋め立てゴミ

## 第5節 業務数量

本業務の業務数量は次のとおりとする。ただし、この数量は見込みのため確約するものではなく増減することがある。

種 別	数量	数量（ヶ月）
可燃ゴミ	45ℓ ゴミ袋：週3～4袋	24
生ゴミ	15ℓ ゴミ袋：週2袋	24
紙類	1回あたり1袋以内	24
一升瓶、ビール瓶	1回あたり1袋以内	24
布類	1回あたり1袋以内	24
発泡スチロール	1回あたり1袋以内	24
カン類、カン以外のカナモノ	1回あたり1袋以内	24

ビン類、ペットボトル	1回あたり1袋以内	24
有害物（乾電池、体温計（水銀入り））	1回あたり1袋以内	24
蛍光灯	1回あたり1袋以内	24
埋め立てゴミ	1回あたり1袋以内	24

#### 第6節 内容の追加等

廃棄物の内容に追加等がある場合、発注者及び受注者にて協議を行うものとする。

#### 第7節 廃棄物の処理

廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受注者の責任において適切に処理を行うものとする。

#### 第8節 損傷等

本業務の履行にあたって、庁舎施設等に損傷・汚損を与えないよう十分留意することとし、損傷等を与えた場合は速やかに担当職員に報告するものとし、担当職員の指示に基づいて受注者の負担により、速やかに原形復旧を行うものとする。

#### 第9節 支払条件

請求書は月末締めとし、数量をとりまとめ請求書を提出すること。なお、請求書の送付先は以下のとおり。発注者は、請求書を受領してから30日以内に、銀行振込にて支払うものとする。

#### 第10節 契約単価

受注者は、契約単価（月額）にて、各廃棄物の回収処理を行うものとするが、単価の変動が著しい場合は、別途発注者及び受注者にて協議するものとする。その場合、月の途中での単価変更には応じない。なお、契約単価は、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

#### 第11節 疑義

その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、受注者は必要に応じて担当職員と協議するものとする。

以 上